

市道太田橋中川町2号線外照明灯LED化修繕仕様書

盛岡市建設部道路管理課

第一条 適用及び業務内容

1. 本仕様書は、盛岡市が発注する「市道太田橋中川町2号線外照明灯LED化修繕」に適用し、これに記載されていない事項については、岩手県県土整備部発行「土木工事共通仕様書」並びに関連示方書、関係法令、各種技術指針、要綱・基準等(最新版)によるものとする。
2. 本業務内容は、LED化による高効率化を推進することで、電気料金等維持管理費の縮減を図ることを目的とする。

第二条 履行場所及び対象物・修繕部品

1. 盛岡市盛岡駅西通2丁目地内(位置図参照)
2. 照明灯全59基
調達する機器については、現在設置されている照明灯と同等以上の性能を有する機器とする。
3. 修繕後の照明灯は、盛岡市道路灯一覧表に記載の既存照明灯の照度相当のものとする。
4. 光源寿命は、40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品とする。
5. 既存照明と光色が異なる場合については、事前に監督員に確認を行うこと。
6. 着工前に現地確認を実施し、交換予定の照明器具と現地に設置されている照明器具との整合を図ること。

第三条 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

第四条 受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者へ提出し、承認を受けること。

- ① 着手届
- ② 現場責任者通知書
- ③ 工程表届

第五条 受注者は、本業務が完了したときは速やかに下記の書類を発注者に提出し、完了検査を受けること。

- ① 完了届
- ② 写真帳
- ③ その他必要と認められる書類

第六条 電力会社への電気使用契約容量変更申請手続きは、取替工事が完了した照明灯から順次、速やかに行うこと。

第七条 修繕及び取替工事が完了した照明灯については、盛岡市道路灯台帳データの基本情報を修正し、発注者へ提出すること。なお、盛岡市道路灯台帳データ（エクセル形式）は、契約後に発注者から提供する。

第八条 照明灯施設管理プレートの設置

1. 管理 ID を標記した管理プレートを歩行者から視認しやすい箇所に設置する。
2. 管理プレートの材質は、紫外線などへの耐候性能があり、錆の発生しにくい金属プレートとし、刻字は劣化しにくく視認が容易なものとする。
3. プレートの様式は、別紙 1 のとおりとする。（※番号は管理 ID を記載すること。）
ただし、設置が困難な照明灯ポールについては、事前に監督員と協議すること。

第九条 安全管理

本業務の履行にあたっては、作業機械の搬入、作業及び現場管理には十分配慮し、歩行者等には細心の注意を払うよう計画するものとする。

第十条 本業務の支払いにあたっては、受注者に一括で支払うこととする。

第十一条 業務の履行に際し疑義が生じた場合、発注者、受注者両者で協議の上、速やかに処置するものとする。